

# 熊本県個人情報保護審査会の答申の概要

## (平成19年8月9日付け答申第6号)

### 1 事案の概要

#### (1) 自己情報の開示請求

- ア 開示請求日 平成18年5月12日
- イ 対象実施機関 熊本県知事(障害者支援総室)
- ウ 請求内容

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(以下「精神保健福祉法」という。)に基づいて、異議申立人に対して行われた措置入院決定及び当該決定に関連する一連の業務に関して、実施機関が作成及び取得した文書(別表「本件行政文書」欄に記載した行政文書。以下「本件行政文書」という。)に記載されている異議申立人に関する個人情報

#### (2) 実施機関の決定

- ア 決定  
平成18年6月29日 部分開示決定
- イ 決定内容  
別表中「本件行政文書」欄の行政文書に記載された異議申立人に関する個人情報のうち、「実施機関が開示とした部分」を除き開示
- ウ 不開示理由

熊本県個人情報保護条例第16条第3号、第4号、第6号及び8号に該当

#### (3) 開示請求者から実施機関へ異議申立て 平成18年7月5日

#### (4) 実施機関から個人情報保護審査会へ諮問 平成18年7月21日

### 2 主な争点

別表中「実施機関が開示とした部分」が、条例第16条下記各号に該当するか。

- (1) 第3号(開示請求者以外の個人に関する情報。)
- (2) 第4号(法人等に関する情報であり、開示することにより、当該法人等の正当な利益を害するおそれがあるもの。)
- (3) 第6号(個人の評価等に関する情報であり、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に支障を及ぼすおそれがあるもの。)
- (4) 第8号(県の機関が行う事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるもの。)

### 3 当事者の主張の要旨

#### (1) 異議申立人

- ア 措置入院の処置は不当である。開示請求書で開示を求めた項目については、全てにおいて開示されていない。開示されない理由についての説明等も十分でない。
- イ 異議申立人は、措置鑑定結果の病気ではない。
- ウ 刑務所での異議申立人に対する処遇が、この措置入院の原因である。この処遇に措置鑑定医師が何らかの形で関わっているか、関わっていないにしても、刑務所のでっち上

げた情報で誤った診断をしたとしか考えられない。

エ 措置入院に関係した者の不正を暴くため、そして、自らの健康、生活、財産等守るべき権利のため、正しい判断のもとに、正しい処置をとってもらいたい。

オ 異議申立人の人権等を守るため、全て開示してもらいたい。

## (2) 実施機関

ア 条例第16条第3号該当性について

「引取人」、「保護者」及び「補助者」は、異議申立人以外の個人に関する情報である。

通常、「引取人」及び「保護者」については、いずれも本人から申し出る事項と考えられるが、実施機関は実態を承知していないし、「引取人」及び「保護者」の氏名が異なっている文書もあり、本人が承知していない可能性もある。また、「補助者」は、単なる搬送への同行者である。いずれの情報も、同号ただし書に該当しない。

イ 条例第16条第4号該当性について

「搬送委託病院」は、法人等に関する情報であり、さらに、これを開示した場合、被措置者から当該医療機関に対して、種々の問い合わせがなされる等、当該医療機関の日常業務に支障を及ぼす可能性を否定できない。

ウ 条例第16条第6号該当性について

異議申立人の評価等に関する情報のうち、「病名」、「生活歴及び現病歴」、「問題行動」、「現在の病状又は状態像のうち項目番号等の部分」及び「診察時の特記事項」は、精神保健指定医が記載する情報であり、これらの情報が、被措置者に開示されることとなれば、精神保健指定医がそのことに配慮して、記載内容が簡略化、形骸化し、適正な診断等ができなくなるおそれがあり、ひいては措置入院制度の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがある。

また、「診断名」、「現症状」、「主訴」、「既往歴」、「現病歴」、「意見」、「入院以降の症状又は状態像の経過」、「措置解除後の処置に関する意見のうち項目番号部分」、「訪問指導等に関する意見」、「治療歴」、「症状の概要」、「精神障害による問題行動のうち項目番号部分」、「調査時の状況」、「症状の概要」及び「解除後の処遇」も措置入院及び措置解除の要否に関する情報であり、これらが開示されることとなれば、正確な診断等の記載ができなくなるおそれがあり、ひいては当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に支障を及ぼすおそれがある。

エ 条例第16条第8号該当性について

「刑務所長」、「医師」、「精神保健指定医」、「管理者」、「主治医」及び「搬送委託病院名」を開示すると、被措置者が、これらの者に対して、通報した理由、措置入院時に行われた治療内容、要措置と判断した理由、移送を行った理由、等について種々の問い合わせを行うことが予想され、これらの者の通常業務に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては、そのことで、これらの者から、措置入院制度全般への協力が得られなくなるなど、精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

また、「県職員」及び「立会者」を開示すると、被措置者本人から、これら県職員に対して、診察結果、要措置と判断された理由について、種々の問い合わせがなされる等、県職員が行う日常業務等に支障を及ぼす可能性を否定できず、そのことによって、県が行う措置入院を含む精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

#### 4 答申の概要

##### (1) 審査会の結論

別表中「実施機関が不開示とした部分のうち審査会が開示相当と認めた部分」欄に記載した情報については、開示すべきである。

##### (2) 審査会の判断

###### ア 本件個人情報について

(ア) 精神保健福祉法では、精神障害者及びその疑いのある者について、警察官等からの都道府県知事への通報義務を定めており、都道府県知事は、調査の上必要があると認められるときは、精神保健指定医に被通報者を診察させなければならないと規定している。

診察を行った精神保健指定医は、厚生労働大臣の定める基準に従い、当該診察をした者が精神障害者であり、かつ医療及び保護のために入院させなければ、その精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれ(以下「自傷他害のおそれ」という。)があるかどうかの判定を行わなければならないと規定している。

診察の結果、その診察を受けた者が、その精神障害のために、自傷他害のおそれがあると認められた時は、都道府県知事は、その者を国等の設置した精神病院又は指定病院に入院させることができるとしており、入院措置を採ろうとする精神障害者を、当該入院措置に係る医療機関に移送しなければならないと規定している。

入院した者が、自傷他害のおそれがないと認められるに至ったときは、都道府県知事は直ちに退院させなければならないとしており、入院させている医療機関の管理者は直ちに都道府県知事に届け出なければならないと規定している。

(イ) 本件個人情報は、精神保健福祉法に基づき行われた、上記(ア)に記載する措置入院に関連する一連の業務に関して、実施機関が作成及び取得した本件行政文書に記載されている異議申立人に関する情報である。

###### イ 条例第16条第3号該当性について

(ア) 条例第16条第3号は、不開示情報として「開示請求者以外の個人に関する情報(中略)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(中略)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。(同号ア～ウ略)」と規定している。

(イ) 本件行政文書に含まれる情報のうち、実施機関が「引取人」、「保護者」及び「補助者」について、同号に該当するとしており、その内容について検討する。

(ウ) これらの情報のうち、「引取人」は、刑務所が収容者を釈放する際に被釈放者を引き取る者として、刑務所において記載するものである。また、「保護者」は、被措置者を保護する者として、措置入院先の医療機関及び県において記載するものである。

(エ) まず、「引取人」についてであるが、精神保健福祉法第26条により、刑務所長は、精神障害者又はその疑いのある収容者を釈放しようとするときは、あらかじめ、知事に通報しなければならないとされており、「引取人」についての情報は、この刑務所からの通報書に記載されている情報である。この情報は、収容者の刑期終了に伴う釈放の場合、通常、収容者本人からの聴き取りにより刑務所において記載しているもの

であるため、一般的には、本人が知っている情報であると認められる。

次に、「保護者」についてであるが、同法第20条第1項及び第2項により、その資格及び順位が定められており、また、被措置者本人からの聴き取り等により、記載されることが多いと考えられるため、本人が知っている又は知ることができる情報であると認められる。

- (オ) 次に「補助者」についてであるが、同法第29条の2の2で、移送について規定しているものの、移送に同行する者の資格、要件等については特に規定されていないことから、移送に同行した補助者に係る情報は、法令等の規定により開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められない。また、移送に同行する補助者に係る情報については、実務上それを本人に知らせることが一般的とは言えないから、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とも認められない。さらに、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため開示することが必要である情報、公務員の職務の遂行に係る情報に該当するとも認められない。

ウ 条例第16条第6号該当性について

- (ア) 条例第16条第6号は、不開示情報として「個人の評価、診断、選考、指導等（以下「個人の評価等」という。）に関する情報であって、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。
- (イ) 本件行政文書に含まれる情報のうち、実施機関が、「診断名」、「現症状」、「病名」、「主訴」、「既往歴」、「現病歴」、「意見」、「生活歴及び現病歴」、「問題行動」、「現在の病状又は状態像のうち項目番号等の部分」、「診察時の特記事項」、「入院以降の症状又は状態像の経過」、「措置解除後の処置に関する意見のうち項目番号部分」、「訪問指導等に関する意見」、「治療歴」、「症状の概要」、「精神障害による問題行動のうち項目番号部分」、「調査時の状況」、「症状の概要」及び「解除後の処遇」について、同号に該当するとしており、その内容について検討する。
- (ウ) これらの情報は、刑務所医師、精神保健指定医及び措置入院先医療機関医師（以下「指定医等」という。）が、被措置者本人に対する診察、関係者から聞き取った内容等を基に記載するもの、刑務所医師が作成する「意見書」を基に刑務所において記載するもの、並びに、県が措置入院決定及び措置解除決定の際に、刑務所、精神保健指定医、措置入院先医療機関から提出された文書及び自ら行う調査に基づき記載するものである。
- (エ) これらの情報の中心となる情報は、指定医等が行う診察に基づく情報であるが、この診察は、医師が患者の求めに応じて行う、医師と患者の合意を前提とする、通常の診察及び治療とは異なり、措置入院及び措置解除が必要かどうかなどを判断するための診察である。措置入院及び措置解除の手續の適正さを担保するうえで最も重要なのは、指定医等が行う診察であり、そのために診断書等に記載すべき内容は被措置者本人等の意向にとらわれず、できるだけ客観的で率直な内容が求められ、そのことが措置入院制度の運用の適正を図る根幹をなしている。そして、この記載については、場合によっては、被措置者本人の認識とは異なることもあるため、指定医等は本人に開示されないことを前提に、率直で具体的な記載を行っているところである。

したがって、これらの情報について、開示が前提となれば、指定医等はそのことに配慮して診断に必要な情報を的確に記載できなくなり、評価内容が簡略化、形骸化することによって、適正な文書の作成を行うことが困難となるおそれがある。

(オ) 一方、刑務所は、刑務所医師が作成した意見書を基に、県への通報書を作成し、県は、刑務所からの通報書、指定医等が作成する文書等を基に、診察通知伺い、入院命令伺い、「措置入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票」、措置解除伺いを作成している。よって、上述のとおり、指定医等にとって、適正な文書の作成を行うことが困難となるおそれがあることになれば、刑務所及び県が作成する文書にも影響が及ぶことになる。

さらに、これらの情報について、開示が前提となれば、刑務所及び県においても、そのことに配慮して、文書作成にあたって、その内容が簡略化、形骸化するなどの可能性もある。

(カ) しかしながら、これらの情報のうち、「措置入院症状消退届出書」の「措置解除後の処置に関する意見のうち項目番号部分」及び「訪問指導等に関する意見」並びに措置解除伺いの「解除後の処遇」については、措置解除に際し、措置入院先の医療機関において、その主治医から被措置者に対し、告知される内容であることが一般的であると考えられ、これらの情報を被措置者に開示したとしても支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

#### エ 条例第16条第8号該当性について

(ア) 条例第16条第8号は、不開示情報として「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（同号 ア～オ 略）」と規定している。

(イ) 本件行政文書に含まれる情報のうち、実施機関が「刑務所長」、「医師」、「精神保健指定医」、「管理者」、「主治医」、「搬送委託病院名」、「県職員」及び「立会者」について、同号に該当するとしており、その内容について検討する。

(ウ) これらの情報のうち、「刑務所長」は、県へ通報を行った刑務所の代表者であり、「医師」は、当該刑務所からの通報書に添付してある意見書を作成した刑務所の職員である。「精神保健指定医」は、措置入院及び措置解除の要否の判定に必要な診断を行った医師であり、その勤務先は、当該精神保健指定医が勤務する医療機関である。「管理者」は、措置入院先医療機関の代表者であり、「主治医」は、当該医療機関の職員で、患者担当の医師である。「搬送委託病院名」は、措置入院が決定した後に、県からの委託を受け措置入院先の医療機関まで患者を移送する医療機関である。

(エ) 措置入院は、前述のとおり、被診察者が、その精神障害のために、自傷他害のおそれがあると認められた時には、本人の意思に反しても強制的に国等が設置した精神病院又は指定病院に入院させることができる制度である。本人にとっては、自身を傷つけ、他人を害するという事態の発生を未然に防止するという効果が期待できる一方、強制入院という被措置者の権利・自由に対する制約が行われることになり、非常な不利益を伴う制度でもある。

(オ) まず、「刑務所長」及び「管理者」についてであるが、実施機関は、被措置者が、

これらの者に対して、通報した理由及び措置入院時に行われた治療内容等について、種々の問い合わせを行うことが予想され、これらの者が行う通常業務に支障を及ぼすおそれがあるとしている。

しかし、このような問い合わせが、各々の組織の代表者である「刑務所長」及び「管理者」に対して行われたとしても、一般的には、当該組織内部における実務担当者が対応する又は対応することが可能であると考えられる。また、仮にこれらの代表者が対応する場合があったとしても、それは、当該組織の代表者の職務に含まれるべきものと考えられる。

よって、これらの情報を開示したとしても、その日常業務に支障を及ぼすとは認められず、各々の業務に支障が及ぶ可能性があるという懸念から、これらの者からの措置入院制度全般への協力が得られなくなる等、県が行う精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

- (カ) 次に、「医師」、「精神保健指定医」及び「主治医」についてであるが、これらの情報は、措置入院の契機となる通報又は措置入院の要否の判断に重要な役割を果たした者の情報であり、しかも、その通報の必要性、要措置の判断又は措置入院時の治療を実務的に行った者の情報である。また、「搬送委託病院名」は被措置者の移送を行った医療機関の情報である。これらの情報を開示することとなれば、被措置者から、これらの者に対して通報内容、診断結果及びその妥当性、要措置となった理由及びその妥当性について、種々の問い合わせがなされる等、その日常業務等に支障を及ぼす可能性を否定できず、そのことによって、これを懸念するこれらの者から措置入院制度全般への協力が得られなくなる等、県が行う精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。
- (キ) なお、実施機関は、不開示情報のうち「搬送委託病院名」については、条例第16条第4号にも該当するとしているが、この情報は、上記により、第8号に該当し、開示しないことが相当であるから、第4号の該当性については、判断するまでもない。
- (ク) 次に、「県職員」及び「立会者」についてであるが、これらの情報は、県が行う措置入院に係る業務及びこれに伴う業務を担当する県の職員の情報である。
- (ケ) 措置入院は、上記(エ)に記載するとおり、被措置者にとって非常な不利益を伴う制度でもある。この措置入院の決定を行うのは、都道府県知事とされており、本県においては、熊本県知事であることから、措置入院となった被措置者が、この措置決定に、直接、間接に関わった県職員に対して、不信感や誤解を抱く可能性がある。これら県職員の情報を開示することになれば、措置入院に対する被措置者の不満や認識の相違により、被措置者から、これら県職員に対して、診断書の記載内容の真偽や、診察結果、要措置と判断された理由等について、種々の問い合わせがなされる等、県職員が行う日常業務ひいては日常生活にまで支障を及ぼす可能性を否定できず、そのことによって、県が行う措置入院を含む精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

別表

番号	本件行政文書	文書の性質	実施機関が不開示とした部分	実施機関が不開示とする根拠規定(条例第16条)	実施機関が不開示とした部分のうち審査会が開示相当と認めた部分	
	刑務所長からの通報書	矯正施設である刑務所長から通報のために、県に対して提出されたもの	「引取人(住所・氏名・続柄)」	第3号	「引取人(住所・氏名・続柄)」	
			「診断名」、「現症状」	第6号		
			「刑務所長(氏名)」	第8号		「刑務所長(氏名)」
	刑務所医師の「意見書」	上記の刑務所長からの通報書に添付された文書で、刑務所医師が作成したもの	「病名」、「主訴」、「既往歴」、「現病歴」、「意見」	第6号		
			「医師(氏名、印影)」	第8号		
	「措置入院に関する診断書」(2通)	県が措置入院決定を行う際に、自傷他害のおそれがあるかどうかを判断するための文書で、県からの依頼に基づき精神保健指定医が作成したもの	「病名」、「生活歴及び現病歴」、「問題行動」、「現在の病状又は状態像のうち項目番号等の部分」、「診察時の特記事項」	第6号		
			「精神保健指定医(氏名・印影)」、「県職員(氏名)」	第8号		
	「措置入院者症状消退届出書」	措置入院先の医療機関が自傷他害のおそれなくなったと認めた時に作成し、県に届け出たもの	「保護者(住所・氏名・続柄・生年月日)」	第3号	「保護者(住所・氏名・続柄・生年月日)」	
			「病名」、「入院以降の症状又は状態像の経過」、「措置解除後の処置に関する意見のうち項目番号部分」、「訪問指導等に関する意見」	第6号		「措置解除後の処置に関する意見のうち項目番号部分」、「訪問指導等に関する意見」
			「管理者(氏名)」、「措置症状の消退を認めた精神保健指定医(氏名・印影)」、「主治医(氏名・印影)」	第8号		
	診察通知伺い、入院命令伺い	県が措置入院決定を行う際に作成したもの	「保護者(住所・氏名・続柄)」	第3号	「保護者(住所・氏名・続柄)」	
			「搬送委託病院名」	第4号、第8号		
			「病名」、「治療歴」、「症状の概要」、「精神障害による問題行動のうち項目番号部分」	第6号		
			「県職員(氏名・印影)」、「(精神保健)指定医(氏名・勤務先)」	第8号		
	診察依頼書(2通)	県が措置入院決定を行う際に、自傷他害のおそれがあるかどうかを判断するために、精神保健指定医に診察を依頼したもの	「精神保健指定医(氏名)」	第8号		
	「診察内訳書」	県が作成し、上記 診察依頼書に添付したもの	「保護者(住所・氏名・続柄)」	第3号	「保護者(住所・氏名・続柄)」	
			「精神保健指定医(氏名・勤務先)」、「立会者(職名・氏名)」	第8号		
	「措置入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票」	県が措置入院に関し作成する文書で、事前調査、移送状況等を記載したもの	「補助者(氏名・所属)」、「保護者(住所・氏名・性別・続柄)」	第3号	「保護者(住所・氏名・性別・続柄)」	
			「搬送委託病院名」	第4号、第8号		
			「調査時の状況」	第6号		
			「県職員(氏名)」	第8号		
	措置解除伺い	県が措置解除決定を行う際に作成したもの	「症状の概要」、「解除後の処遇」	第6号	「解除後の処遇」	
			「県職員(氏名・印影)」	第8号		

諮問実施機関	：熊本県知事（障害者支援総室）
諮問日	：平成18年7月21日
答申日	：平成19年8月9日（答申第6号）
事案名	：精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく措置入院 関連文書の部分開示決定に関する件（平成18年諮問第7号）

## 答 申

### 第1 審査会の結論

熊本県知事（以下「実施機関」という。）が平成18年6月29日に部分開示決定を行った措置入院関連文書（別表中「本件行政文書」欄に記載した文書。以下「本件行政文書」という。）に含まれる情報のうち、同表中「実施機関が不開示とした部分のうち審査会が開示相当と認めた部分」欄に記載した情報については、開示すべきである。

### 第2 諮問に至る経過

- 1 平成18年5月12日、異議申立人は、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号。以下「条例」という。）第14条第1項の規定に基づき、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号。以下「精神保健福祉法」という。）に基づいて、平成16年6月8日付けで異議申立人に対して行われた措置入院決定及び当該決定に関連する一連の業務に関して、実施機関が作成及び取得した文書に記載されている自己に関する個人情報の開示請求を行った。
- 2 平成18年6月29日、実施機関は、当該開示請求の対象となる一連の文書である本件行政文書に含まれる情報のうち、別表中「実施機関が不開示とした部分」欄に記載した部分を条例第16条第3号、第4号、第6号及び第8号に該当することを理由として不開示とし、当該不開示部分を除く部分を開示するという部分開示決定を行った（以下、本決定を「本件部分開示決定」という。）。
- 3 平成18年7月5日、異議申立人は、行政不服審査法（昭和37年法律



いては、全てにおいて開示してもらいたい。

#### 第4 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関の説明の内容は、概ね次のとおりである。

##### 1 条例第16条第3号該当性について

「引取人（住所・氏名・続柄）」、「保護者（住所・氏名・続柄・生年月日）」及び「補助者（氏名・所属）」は、異議申立人以外の個人に関する情報であり、同号本文に該当すると認められる。

通常、「引取人」及び「保護者」については、いずれも本人から申し出る事項と考えられるが、実施機関は実態を承知していないし、「引取人」及び「保護者」の氏名が異なっている文書もあり、本人が承知していない可能性もある。また、「補助者」は、単なる搬送への同行者である。いずれの情報も、同号ただし書に該当しないと認められる。

よって、これらの情報は、本号に該当すると認められる。

##### 2 条例第16条第4号該当性について

「搬送委託病院」は、法人等に関する情報であり、同号前段に該当すると認められる。

これを開示した場合、被措置者から当該医療機関に対して、種々の問い合わせがなされる等、当該医療機関の日常業務に支障を及ぼす可能性を否定できないため同号後段にも該当すると認められる。

よって、この情報は、本号に該当すると認められる。

##### 3 条例第16条第6号該当性について

- (1) 「診断名」、「現症状」、「病名」、「主訴」、「既往歴」、「現病歴」、「意見」、「生活歴及び現病歴」、「問題行動」、「現在の病状又は状態像のうち項目番号等の部分」、「診察時の特記事項」、「入院以降の症状又は状態像の経過」、「措置解除後の処置に関する意見のうち項目番号部分」、「訪問指導等に関する意見」、「治療歴」、「症状の概要」、「精神障害による問題行動のうち項目番号部分」、「調査時の状況」、「症状の概要」及び「解除後の処遇」は、異議申立人の評価等に関する情報であり、同号前段に該当すると認められる。

- (2) 措置入院は、医師が患者の求めに応じて行う診療と異なり、本人以外の者からの申請等を契機に手続が進められ、しかも患者本人の意思に反しても強制的に入院させることができる制度である。このため、都道府県知事はその措置を発動するに当たっては、都道府県職員の立会いのもとに厚生労働大臣が指定した精神保健指定医 2 人以上の診察に基づく診断を必要とするなど、極めて厳格・適正な手続が要求されている。
- (3) この手続の適正さを担保する最も重要なものは、精神保健指定医の診断であり、その診断書の記載内容は、患者本人や家族等の意向にとられない客観的かつ具体的で詳細なものであることが要求され、そのことが、措置入院制度の運用の適正さを図る根幹となっている。
- (4) 上記(2)に記載する診断の結果は、「措置入院に関する診断書」として精神保健指定医が作成するが、当該文書に記載されている情報として、「病名」、「生活歴及び現病歴」、「問題行動」、「現在の病状又は状態像」及び「診察時の特記事項」がある。これらは、被措置者の認識や意向に沿わない事項が多く、精神保健指定医は、被措置者に開示されないことを前提に、その内容を記載している。もしその記載が、被措置者本人に開示されることとなれば、そのことに配慮して、記載内容が簡略化、形骸化し、適正な診断等ができなくなるおそれがあり、ひいては措置入院制度の適正な遂行に重大な支障を及ぼすおそれがある。
- (5) また、上記(1)に記載する情報のうち(4)に記載する情報を除く情報も、措置入院及び措置解除の要否の判断等に関わる情報であり、被措置者本人に開示されることとなれば、正確な診断等の記載ができなくなり、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に支障を及ぼすおそれがあり、これらの情報は同号後段にも該当すると認められる。
- (6) よって、これらの情報は、同号に該当すると認められる。

#### 4 条例第 16 条第 8 号該当性について

- (1) 「刑務所長(氏名)」、「医師(氏名・印影)」、「精神保健指定医(氏名・印影・勤務先)」、「管理者(氏名)」、「主治医(氏名・印影)」、「搬送委託病院名」、「県職員(氏名・印影)」及び「立会者(職名・氏名)」は、県の機関が行う事務に関する情報であり、同号前段に該当すると認められる。
- (2) これらの情報のうち、「刑務所長(氏名)」、「医師(氏名・印影)」、

「精神保健指定医（氏名・印影・勤務先）」、「管理者（氏名）」、「主治医（氏名・印影）」及び「搬送委託病院名」は、措置入院の手続に関わった機関の代表者、医師及び医療機関に関する情報であり、これらを開示すると、被措置者本人が、これらの代表者、医師及び医療機関に対し、通報した理由、措置入院時に行われた治療内容、要措置と判断した理由、移送を行った理由等、種々の問い合わせを行うことが予想され、これらの代表者、医師及び医療機関の通常業務に支障を及ぼすおそれがあり、ひいては、そのことで、これらの代表者、医師及び医療機関から、措置入院制度全般への協力が得られなくなるなど、精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、同号後段にも該当するものと認められる。

(3) また、「県職員（氏名・印影）」及び「立会者（職名・氏名）」については、措置入院制度に関する業務を行った職員の情報であり、これらを開示することとなれば、被措置者本人から、これら県職員に対して、診察結果、要措置と判断された理由について、種々の問い合わせがなされる等、県職員が行う日常業務等に支障を及ぼす可能性を否定できず、そのことによって、県が行う措置入院を含む精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、同号後段にも該当するものと認められる。

(4) よって、これらの情報は、同号に該当すると認められる。

## 第5 審査会の判断

当審査会は、本件行政文書の内容を見分した上で、異議申立人の主張内容及び実施機関の説明内容に基づき、本件部分開示決定の妥当性について調査、審議した結果、以下のように判断する。

### 1 本件個人情報について

(1) 精神保健福祉法では、第24条から第26条にかけて、精神障害者及びその疑いのある者について、警察官等からの都道府県知事への通報義務を定めており、第27条第1項で、都道府県知事は、調査の上必要があると認められるときは、精神保健指定医に被通報者を診察させなければならないと規定している。

第28条の2では、診察を行った精神保健指定医は、厚生労働大臣の

定める基準に従い、当該診察をした者が精神障害者であり、かつ医療及び保護のために入院させなければ、その精神障害のために自身を傷つけ又は他人に害を及ぼすおそれ(以下「自傷他害のおそれ」という。)があるかどうかの判定を行わなければならないと規定している。

第29条第1項では、診察の結果、その診察を受けた者が、その精神障害のために、自傷他害のおそれがあると認められた時は、都道府県知事は、その者を国等の設置した精神病院又は指定病院に入院させることができるとしており、第29条の2の2第1項では、都道府県知事は、入院措置を採ろうとする精神障害者を、当該入院措置に係る医療機関に移送しなければならないと規定している。

第29条の4第1項及び第29条の5では、入院した者が、自傷他害のおそれがないと認められるに至ったときは、都道府県知事は直ちに退院させなければならないとしており、入院させている医療機関の管理者は直ちに都道府県知事に届け出なければならないと規定している。

- (2) 本件個人情報、精神保健福祉法に基づき行われた、上記(1)に記載する措置入院に関連する一連の業務に関して、実施機関が作成及び取得した本件行政文書に記載されている異議申立人に関する情報である。

なお、本件行政文書の各々の性質は、別表記載のとおりである。

## 2 条例第16条第3号該当性について

- (1) 条例第16条第3号は、不開示情報として「開示請求者以外の個人に関する情報(中略)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により開示請求者以外の特定の個人を識別することができるもの(中略)又は開示請求者以外の特定の個人を識別することはできないが、開示することにより、なお開示請求者以外の個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。(同号ア～ウ略)」と規定している。

- (2) 本件行政文書に含まれる情報のうち、実施機関が下記情報について、同号に該当するとしており、その内容について検討する。

- ・ 刑務所長からの通報書 (別表)  
「引取人(住所・氏名・続柄)」
- ・ 「措置入院者症状消退届出書」 (別表)  
「保護者(住所・氏名・続柄・生年月日)」

- ・ 診察通知伺い、入院命令伺い（別表）  
「保護者（住所・氏名・続柄）」
  - ・ 「診察内訳書」（別表）  
「保護者（住所・氏名・続柄）」
  - ・ 「措置入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票」（別表）  
「補助者（氏名・所属）」、「保護者（住所・氏名・性別・続柄）」
- (3) 「引取人（住所・氏名・続柄）」及び「保護者（住所・氏名・続柄・生年月日）」について
- ア これらの情報のうち、「引取人」は、刑務所が収容者を釈放する際に被釈放者を引き取る者として、刑務所において記載するものである。また、「保護者」は、被措置者を保護する者として、措置入院先の医療機関及び県において記載するものである。
- これらの情報は、「開示請求者以外の個人に関する情報」であり、同号本文に該当する。
- イ 次に、これらの情報は、収容者又は被措置者の関係者であると考えられることから、同号ただし書アに該当するかどうかを検討する。
- ただし書アは、「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」と規定している。
- ウ まず、「引取人」についてであるが、精神保健福祉法第26条により、刑務所長は、精神障害者又はその疑いのある収容者を釈放しようとするときは、あらかじめ、知事に通報しなければならないとされており、「引取人」についての情報は、この刑務所からの通報書に記載されている情報である。この情報は、収容者の刑期終了に伴う釈放の場合、通常、収容者本人からの聴き取りにより刑務所において記載しているものであるため、一般的には、本人が知っている情報であると認められる。
- 次に、「保護者」についてであるが、同法第20条第1項及び第2項により、その資格及び順位が定められており、また、被措置者本人からの聴き取り等により、記載されることが多いと考えられるため、本人が知っている又は知ることができる情報であると認められる。

エ よって、これらの情報は、「法令等の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ」る情報であると考えられ、同号ただし書アに該当し、開示することが相当である。

(4) 「補助者（氏名・所属）」について

ア この情報は、措置入院決定後、医療機関に移送する際に補助者として同行した者の氏名及び所属であり、「開示請求者以外の個人に関する情報」と認められ、同号本文に該当する。

イ 次に、この情報が、同号ただし書に該当するかどうかを検討する。

精神保健福祉法では、第29条の2の2で、移送について規定しているが、移送に同行する者の資格、要件等については特に規定されていないことから、移送に同行した補助者に係る情報は、法令等の規定により開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とは認められない。また、移送に同行する補助者に係る情報については、実務上それを本人に知らせることが一般的とは言えないから、慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報とも認められない。さらに、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため開示することが必要である情報、公務員の職務の遂行に係る情報に該当するとも認められない。

ウ よって、この情報は、同号ただし書のいずれにも該当せず、開示しないことが相当である。

3 条例第16条第6号該当性について

(1) 条例第16条第6号は、不開示情報として「個人の評価、診断、選考、指導等（以下「個人の評価等」という。）に関する情報であって、開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に支障を及ぼすおそれがあるもの」と規定している。

(2) 本件行政文書に含まれる情報のうち、実施機関が下記情報について、同号に該当するとしており、その内容について検討する。

- ・ 刑務所からの通報書（別表）  
「診断名」、「現症状」
- ・ 刑務所医師の「意見書」（別表）  
「病名」、「主訴」、「既往歴」、「現病歴」、「意見」
- ・ 「措置入院に関する診断書」（2通）（別表）

- 「病名」、「生活歴及び現病歴」、「問題行動」、「現在の病状又は状態像のうち項目番号等の部分」、「診察時の特記事項」
- ・ 「措置入院症状消退届出書」 （別表 ）
  - 「病名」、「入院以降の症状又は状態像の経過」、「措置解除後の処置に関する意見のうち項目番号部分」、「訪問指導等に関する意見」
- ・ 診察通知伺い、入院命令伺い （別表 ）
  - 「病名」、「治療歴」、「症状の概要」、「精神障害による問題行動のうち項目番号部分」
- ・ 「措置入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票」 （別表 ）
  - 「調査時の状況」
- ・ 措置解除伺い （別表 ）
  - 「症状の概要」、「解除後の処遇」

(3) これらの情報は、刑務所医師、精神保健指定医及び措置入院先医療機関医師（以下「指定医等」という。）が、被措置者本人に対する診察、関係者から聞き取った内容等を基に記載するもの、刑務所医師が作成する「意見書」を基に刑務所において記載するもの、並びに、県が措置入院決定及び措置解除決定の際に、刑務所、精神保健指定医、措置入院先医療機関から提出された文書及び自ら行う調査に基づき記載するものである。

これらの情報は、県が措置入院の要否及び措置解除の要否について判定を行う際の情報であり、同号に規定する「個人の評価等に関する情報」に該当する。

(4) 次に、これらの情報が、同号に規定する「開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかを検討する。

これらの情報の中心となる情報は、指定医等が行う診察に基づく情報であるが、この診察は、医師が患者の求めに応じて行う、医師と患者の合意を前提とする、通常の診察及び治療とは異なり、措置入院及び措置解除が必要かどうかなどを判断するための診察である。措置入院及び措置解除の手続の適正さを担保するうえで最も重要なのは、指定医等が行う診察であり、そのために診断書等に記載すべき内容は被措置者本人等

の意向にとらわれず、できるだけ客観的で率直な内容が求められ、そのことが措置入院制度の運用の適正を図る根幹をなしている。そして、この記載については、場合によっては、被措置者本人の認識とは異なることもあるため、指定医等は本人に開示されないことを前提に、率直で具体的な記載を行っているところである。

したがって、これらの情報について、開示が前提となれば、指定医等はそのことに配慮して診断に必要な情報を的確に記載できなくなり、評価内容が簡略化、形骸化することによって、適正な文書の作成を行うことが困難となるおそれがある。

- (5) 一方、刑務所は、刑務所医師が作成した意見書を基に、県への通報書を作成し、県は、刑務所からの通報書、指定医等が作成する文書等を基に、診察通知伺い、入院命令伺い、「措置入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票」、措置解除伺いを作成している。よって、上述のとおり、指定医等にとって、適正な文書の作成を行うことが困難となるおそれがあることになれば、刑務所及び県が作成する文書にも影響が及ぶことになる。

さらに、これらの情報について、開示が前提となれば、刑務所及び県においても、そのことに配慮して、文書作成にあたって、その内容が簡略化、形骸化するなどの可能性もある。

- (6) しかしながら、これらの情報のうち、「措置入院症状消退届出書」の「措置解除後の処置に関する意見のうち項目番号部分」及び「訪問指導等に関する意見」並びに措置解除伺いの「解除後の処遇」（以下、「解除後の処遇等」という。）については、措置解除に際し、措置入院先の医療機関において、その主治医から被措置者に対し、告知される内容であることが一般的であると考えられ、これらの情報を被措置者に開示したとしても支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。
- (7) 以上のことから、これらの情報のうち、解除後の処遇等は、同号に規定する「開示することにより、当該個人の評価等又は将来の同種の個人の評価等に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当せず、開示することが相当であり、解除後の処遇等を除く情報は、同おそれがあるものに該当し、開示しないことが相当である。

#### 4 条例第16条第8号該当性について

- (1) 条例第16条第8号は、不開示情報として「県の機関又は国、独立行政法人等、他の地方公共団体若しくは地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であつて、開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの（同号 ア～オ 略）」と規定している。
- (2) 本件行政文書に含まれる情報のうち、実施機関が下記情報について、同号に該当するとしており、その内容について検討する。

- ・ 刑務所からの通報書（別表）  
「刑務所長（氏名）」
- ・ 刑務所医師の「意見書」（別表）  
「医師（氏名・印影）」
- ・ 「措置入院に関する診断書」（2通）（別表）  
「精神保健指定医（氏名・印影）」、「県職員（氏名）」
- ・ 「措置入院者症状消退届出書」（別表）  
「管理者（氏名）」、「措置症状の消退を認めた精神保健指定医（氏名・印影）」、「主治医（氏名・印影）」
- ・ 診察通知伺い、入院命令伺い（別表）  
「搬送委託病院名」、「県職員（氏名・印影）」、「（精神保健）指定医（氏名・勤務先）」
- ・ 診察依頼書（2通）（別表）  
「精神保健指定医（氏名）」
- ・ 「診察内訳書」（別表）  
「精神保健指定医（氏名・勤務先）」、「立会者（職名・氏名）」
- ・ 「措置入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票」（別表）  
「搬送委託病院名」、「県職員（氏名）」
- ・ 措置解除伺い（別表）  
「県職員（氏名・印影）」

- (3) 「刑務所長（氏名）」、「医師（氏名）」、「精神保健指定医（氏名・印影・勤務先）」、「管理者（氏名）」、「主治医（氏名・印影）」及び「搬送委託病院名」について

ア これらの情報のうち、「刑務所長」は、県へ通報を行った刑務所の代表者であり、「医師」は、当該刑務所からの通報書に添付してある

意見書を作成した刑務所の職員である。「精神保健指定医」は、措置入院及び措置解除の要否の判定に必要な診断を行った医師であり、その勤務先は、当該精神保健指定医が勤務する医療機関である。「管理者」は、措置入院先医療機関の代表者であり、「主治医」は、当該医療機関の職員で、患者担当の医師である。「搬送委託病院名」は、措置入院が決定した後に、県からの委託を受け措置入院先の医療機関まで患者を移送する医療機関である。

これらの情報は、措置入院業務に必要な通報、診断、移送、治療を行う、県以外の機関、当該機関の職員、精神保健指定医及び当該精神保健指定医が勤務する医療機関の情報であるものの、県が行う措置入院制度全般に必要な業務を行う者の情報であるため、同号に規定する「県の機関が行う事務に関する情報」に該当する。

イ 次に、これらの情報が、同号に規定する「開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかを検討する。

ウ 措置入院は、前述のとおり、被診察者が、その精神障害のために、自傷他害のおそれがあると認められた時には、本人の意思に反しても強制的に国等が設置した精神病院又は指定病院に入院させることができる制度である。本人にとっては、自身を傷つけ、他人を害するという事態の発生を未然に防止するという効果が期待できる一方、強制入院という被措置者の権利・自由に対する制約が行われることになり、非常な不利益を伴う制度でもある。

エ まず、これらの情報のうち、「刑務所長」及び「管理者」についてであるが、実施機関は、被措置者が、これらの者に対して、通報した理由及び措置入院時に行われた治療内容等について、種々の問い合わせを行うことが予想され、これらの者が行う通常業務に支障を及ぼすおそれがあるとしている。

しかし、このような問い合わせが、各々の組織の代表者である「刑務所長」及び「管理者」に対して行われたとしても、一般的には、当該組織内部における実務担当者が対応する又は対応することが可能であると考えられる。また、仮にこれらの代表者が対応する場合があったとしても、それは、当該組織の代表者の職務に含まれるべきものと

考えられる。

よって、これらの情報を開示したとしても、その日常業務に支障を及ぼすとは認められず、各々の業務に支障が及ぶ可能性があるという懸念から、これらの者からの措置入院制度全般への協力が得られなくなる等、県が行う精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるとは認められない。

オ したがって、これらの情報は、同号には該当せず、開示することが相当である。

カ 次に、「医師」、「精神保健指定医」及び「主治医」についてであるが、これらの情報は、措置入院の契機となる通報又は措置入院の要否の判断に重要な役割を果たした者の情報であり、しかも、その通報の必要性、要措置の判断又は措置入院時の治療を実務的に行った者の情報である。また、「搬送委託病院名」は被措置者の移送を行った医療機関の情報である。これらの情報を開示することとなれば、被措置者から、これらの者に対して通報内容、診断結果及びその妥当性、要措置となった理由及びその妥当性について、種々の問い合わせがなされる等、その日常業務等に支障を及ぼす可能性を否定できず、そのことによって、これを懸念するこれらの者から措置入院制度全般への協力が得られなくなる等、県が行う精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

キ よって、これらの情報は、同号に該当し、開示しないことが相当である。

ク なお、実施機関は、不開示情報のうち「搬送委託病院名」については、条例第16条第4号にも該当するとしているが、この情報は、上記により、第8号に該当し、開示しないことが相当であるから、第4号の該当性については、判断するまでもない。

(4) 「県職員（氏名・印影）」及び「立会者（職名・氏名）」について

ア これらの情報は、県が行う措置入院に係る業務及びこれに伴う業務を担当する県の職員の情報であり、これらの業務を行う中で記載された情報であるので、同号に規定する「県の機関が行う事務に関する情報」に該当する。

イ 次に、これらの情報が、同号に規定する「開示することにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業

の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するかどうかを検討する。

ウ 措置入院は、上記(3)ウに記載するとおり、被診察者が、その精神障害のために、自傷他害のおそれがあると認められた時には、本人の意思に反しても強制的に国等が設置した精神病院又は指定病院に入院させることができる制度である。本人にとっては、自身を傷つけ、他人を害するという事態の発生を未然に防止するという効果が期待できる一方、強制入院という被措置者の権利・自由に対する制約が行われることになり、非常な不利益を伴う制度でもある。

エ この措置入院の決定を行うのは、都道府県知事とされており、本県においては、熊本県知事であることから、措置入院となった被措置者が、この措置決定に、直接、間接に関わった県職員に対して、不信感や誤解を抱く可能性がある。これら県職員の情報を開示することになれば、措置入院に対する被措置者の不満や認識の相違により、被措置者から、これら県職員に対して、診断書の記載内容の真偽や、診察結果、要措置と判断された理由等について、種々の問い合わせがなされる等、県職員が行う日常業務ひいては日常生活にまで支障を及ぼす可能性を否定できず、そのことによって、県が行う措置入院を含む精神保健福祉業務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

オ よって、これらの情報は、同号に該当し、開示しないことが相当である。

## 5 結論

以上により、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

### 熊本県個人情報保護審査会

会	長	野口	敏夫
会	長職務代理者	西原	康
委	員	上拂	耕生
委	員	高木	奈穂
委	員	福田	邦子

## 審査の経過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成18年7月21日	・ 諮問（第7号）
平成18年8月24日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書を受理
平成18年9月4日	・ 異議申立人から意見書を受理
平成19年2月6日	・ 審議
平成19年3月7日	・ 異議申立人の口頭意見陳述の実施、審議
平成19年4月24日	・ 実施機関からの説明聴取、審議
平成19年5月22日	・ 審議
平成19年6月18日	・ 審議
平成19年7月17日	・ 実施機関からの説明聴取、審議

別表

番号	本件行政文書	文書の性質	実施機関が不開示とした部分	実施機関が不開示とする根拠規定(条例第16条)	実施機関が不開示とした部分のうち審査会が開示相当と認めた部分	
	刑務所長からの通報書	矯正施設である刑務所長から通報のために、県に対して提出されたもの	「引取人(住所・氏名・続柄)」	第3号	「引取人(住所・氏名・続柄)」	
			「診断名」、「現症状」	第6号		
			「刑務所長(氏名)」	第8号		「刑務所長(氏名)」
	刑務所医師の「意見書」	上記の刑務所長からの通報書に添付された文書で、刑務所医師が作成したもの	「病名」、「主訴」、「既往歴」、「現病歴」、「意見」	第6号		
			「医師(氏名、印影)」	第8号		
	「措置入院に関する診断書」(2通)	県が措置入院決定を行う際に、自傷他害のおそれがあるかどうかを判断するための文書で、県からの依頼に基づき精神保健指定医が作成したもの	「病名」、「生活歴及び現病歴」、「問題行動」、「現在の病状又は状態像のうち項目番号等の部分」、「診察時の特記事項」	第6号		
			「精神保健指定医(氏名・印影)」、「県職員(氏名)」	第8号		
	「措置入院者症状消退届出書」	措置入院先の医療機関が自傷他害のおそれなくなったと認めた時に作成し、県に届け出たもの	「保護者(住所・氏名・続柄・生年月日)」	第3号	「保護者(住所・氏名・続柄・生年月日)」	
			「病名」、「入院以降の症状又は状態像の経過」、「措置解除後の処置に関する意見のうち項目番号部分」、「訪問指導等に関する意見」	第6号		「措置解除後の処置に関する意見のうち項目番号部分」、「訪問指導等に関する意見」
			「管理者(氏名)」、「措置症状の消退を認めた精神保健指定医(氏名・印影)」、「主治医(氏名・印影)」	第8号		
	診察通知伺い、入院命令伺い	県が措置入院決定を行う際に作成したもの	「保護者(住所・氏名・続柄)」	第3号	「保護者(住所・氏名・続柄)」	
			「搬送委託病院名」	第4号、第8号		
			「病名」、「治療歴」、「症状の概要」、「精神障害による問題行動のうち項目番号部分」	第6号		
			「県職員(氏名・印影)」、「(精神保健)指定医(氏名・勤務先)」	第8号		
	診察依頼書(2通)	県が措置入院決定を行う際に、自傷他害のおそれがあるかどうかを判断するために、精神保健指定医に診察を依頼したもの	「精神保健指定医(氏名)」	第8号		
	「診察内訳書」	県が作成し、上記 診察依頼書に添付したもの	「保護者(住所・氏名・続柄)」	第3号	「保護者(住所・氏名・続柄)」	
			「精神保健指定医(氏名・勤務先)」、「立会者(職名・氏名)」	第8号		
	「措置入院のための移送に関する事前調査及び移送記録票」	県が措置入院に関し作成する文書で、事前調査、移送状況等を記載したもの	「補助者(氏名・所属)」、「保護者(住所・氏名・性別・続柄)」	第3号	「保護者(住所・氏名・性別・続柄)」	
			「搬送委託病院名」	第4号、第8号		
			「調査時の状況」	第6号		
			「県職員(氏名)」	第8号		
	措置解除伺い	県が措置解除決定を行う際に作成したもの	「症状の概要」、「解除後の処遇」	第6号	「解除後の処遇」	
			「県職員(氏名・印影)」	第8号		